



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

○市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 1

### 公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総務私学課）…………… 1

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総務私学課）…………… 2

○都市計画の変更の案の縦覧・5件（都市計画・モノレール課）…………… 4

### その他

○行政書士試験合格者の発表…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市来間南地区（団体営農地保全整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 高速デジタル印刷機賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和2年1月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
  - (4) 電気通信機器類等（事務用機器類をいう。以下同じ。）の賃貸借に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (5) 落札決定後の印刷機等について、仕様書で定める要件を満たすメーカー系保守事業所があること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書

- イ 法人にあつては、登記事項証明書
  - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
  - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
  - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
  - カ 電気通信機器類等の賃貸借に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県総務部総務私学課のホームページからダウンロードすること。
  - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県総務部総務私学課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2074
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和2年2月28日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結の日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する高速デジタル印刷機賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高速デジタル印刷機賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 2台2式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 令和2年3月31日（火曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県総務部総務私学課印刷室
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（令和2年1月31日付け沖縄県公報定期第4812号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- イ 高速デジタル印刷機仕様証明申請書、高速デジタル印刷機機能等証明書及び複写サービス業務に係る保守体制等の申告書を令和2年2月28日（金曜日）までに3(2)の場所に提出した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布又は沖縄県総務部総務私学課のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和2年2月28日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県総務部総務私学課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2074
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和2年2月28日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年3月12日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁5階総務部第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日までに入札説明書で指定する方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年2月28日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で配布又は沖縄県総務部総務私学課のホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県総務部総務私学課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 令和2年3月12日(木曜日)午前9時
  - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県総務部総務私学課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Bids to be tenderd  
Lease of sets of two high-speed Digital Printing Systems  
(This includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased systems, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place  
Period : March 31, 2020  
Place : Okinawa Prefectural Government Building
- (4) Bid due date and time  
March 12, 2020 (Thursday) 10:00 a.m.  
(Bids sent by postal service must arrive by 9:00 am on Thursday March 12, 2020.)
- (5) Division in charge  
Department of General Affairs  
Administrative and Private Education Division  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha city, Okinawa  
900-8570 Japan  
Telephone number : 81-98-866-2074

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 市道宜野湾11号地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宜野湾市上原一丁目、赤道一丁目、愛知一丁目、神山一丁目及び宜野湾一丁目
- 3 縦覧期間 令和2年1月31日から同年2月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宜野湾市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・3・18号黄金森公園線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南風原町字喜屋武、字照屋及び字山川
- 3 縦覧期間 令和2年1月31日から同年2月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は南風原町経済建設部まちづくり振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・3・1号那覇空港自動車道
- 2 都市計画を変更する土地の区域 なし
- 3 縦覧期間 令和2年1月31日から同年2月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は南風原町経済建設部まちづくり振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・4・1号南部東道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南城市大里字高平
- 3 縦覧期間 令和2年1月31日から同年2月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南城市土木建築部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は南城市土木建築部都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・4・2号南部東道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南城市大里字高平及び大里字仲間並びに南風原町字喜屋武及び字神里
- 3 縦覧期間 令和2年1月31日から同年2月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南風原町経済建設部まちづくり振興課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は南風原町経済建設部まちづくり振興課

## そ の 他

令和元年11月10日に実施した沖縄県知事の委任に係る令和元年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次

のとおりである。

令和2年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号
沖縄国際大学	9310007	沖縄国際大学	9310013	沖縄国際大学	9310018	沖縄国際大学	9310019
沖縄国際大学	9310044	沖縄国際大学	9310049	沖縄国際大学	9310066	沖縄国際大学	9310077
沖縄国際大学	9310095	沖縄国際大学	9310117	沖縄国際大学	9310126	沖縄国際大学	9310143
沖縄国際大学	9310148	沖縄国際大学	9310179	沖縄国際大学	9310187	沖縄国際大学	9310193
沖縄国際大学	9310194	沖縄国際大学	9310199	沖縄国際大学	9310201	沖縄国際大学	9310208
沖縄国際大学	9310211	沖縄国際大学	9310233	沖縄国際大学	9310247	沖縄国際大学	9310248
沖縄国際大学	9310253	沖縄国際大学	9310312	沖縄国際大学	9310338	沖縄国際大学	9310395
沖縄国際大学	9310408	沖縄国際大学	9310413	沖縄国際大学	9310482	沖縄国際大学	9310489
沖縄国際大学	9310529						

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---